

議 事 日 程 （ 第 1 日 ）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 行財政改革問題に関する事務調査について（行財政改革問題特別委員長報告）
- 第6 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第7 同意第1号 教育委員会教育長の任命同意について（町長提出）
- 第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度北方町一般会計補正予算（第7号））（町長提出）
- 第9 議案第1号 北方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第3号 北方町職員の育児休業等に関する条例及び北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第4号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第5号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第6号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第15 議案第7号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第16 議案第8号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第17 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（町長提出）
- 第18 議案第10号 北方町道路線の廃止について（町長提出）
- 第19 議案第11号 北方町道路線の認定について（町長提出）
- 第20 議案第12号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについて（町長提出）
- 第21 議案第13号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについて（町長提出）
- 第22 議案第14号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第4号）を定めるについて（町長提出）

- 第23 議案第15号 令和7年度北方町一般会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第24 議案第16号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第25 議案第17号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第26 議案第18号 令和7年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第27 議案第19号 令和7年度北方町下水道事業会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第28 議案第20号 北方町第八次総合計画・北方町第三期総合戦略を定めるについて (町長提出)
- 第29 議案第21号 北方町地域福祉計画を定めるについて (町長提出)
- 第30 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

出席議員 (9名)

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員 (なし)

欠員 (5番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育総務課長	郷展子	学校教育課長	山路康代
会計室長	高崎健一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 小 島 伸 也

議 会 書 記 石 崎 啓 明

議 会 書 記 平 工 峻 也

○議長（井野勝巳君） では、改めましておはようございます。

今年は東北の地も大変な大雪で大変でしたけれども、何か昨日からちょこっと暖かくなってまいりました。

今日も全員の出席ありがとうございます。御苦労さんでございます。

じゃあ、令和 7 年第 1 回北方町議会定例会第 1 日の開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定において、議長において、6 番 杉本真由美君及び 7 番 安藤哲雄君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月14日までの15日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月14日までの15日間に決まりました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（小島伸也君） 12月定例会以降の報告をさせていただきます。

12月18日、1月15日及び2月19日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、財政援助団体等監査の結果についてであります。

12月5日に、商工会の活動状況と補助金・委託金等の支出について、ふれあいまつり、北方まつり、清流フェスの補助金負担金について、担当者からの説明を聞き関係書類の提出を求めて監査いたしました結果、おおむね適正に施行されていると認められました。

意見として、まず商工会に関しては、監査した中で費用対効果に疑義があると思われるものもあったので、今後補助金が有効活用されているかを丁寧に検証してもらいたい。また、KITAGATA清流フェスに関しては、町負担の金額が抑えられており、アーティストの選定など、年々運営が成熟されていると考えられ評価できる旨の意見がありました。

次に、随時監査の結果についてであります。

1月8日、令和6年度収入・支出事務全般について監査いたしました。監査では、会計室より提出された書類を確認し、疑義があれば担当者より説明を受けるなどして監査いたしました結果、確認できた内容については、おおむね適正に執行されていると認められました。

意見として、町が所有している土地の借地料については、相場と多少差があると思われるものがあり、検討願いたい。

2つ目、補助金団体について、町に補助金を戻し入れたり翌年度に繰り越す金額が大きい団体があるのが見受けられたので、できるだけ補助金申請の時点で担当課において内容を精査することが望ましい。

3つ目、福祉医療費に関する高額療養費については、現状、町が各保険者に代理請求する流れとなっているため、未収にならないよう注意してもらいたい。

4つ目、町のホームページの例規検索について、リニューアルを機に検討してもらいたい。

5つ目、まちづくり活動助成金については、町の発展に貢献しようとしてもらえる団体が増えているということは大変喜ばしいことであるが、ここ数年、この助成制度を利用している団体においては、できるならば資金面での自立を促すことも必要かと思われ、活動に対する成果と費用対効果については、今後もよく精査してもらいたい旨の意見がありました。

続いて、西濃環境整備組合議会についてであります。

2月17日、令和7年第1回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

議案は全部で3議案あり、議案第1号は、西濃環境整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正です。これは刑法の一部改正に伴うものです。

次に議案第2号 令和7年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ17億3,230万1,000円とするもので、前年度より2,098万2,000円の減となっています。

次に議案第3号は、令和7年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてあります。各市町の分賦金の総額は13億3,901万6,000円で、前年度より4,774万5,000円の増額となっています。北方町は1億1,839万8,000円で、前年度より427万円の増額となりました。

以上3議案はいずれも原案のとおり可決・承認されました。

続いて、配付物の関係であります。

受付順に、岐阜県建設協会からの要望書、人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職場増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情の写しと、行財政改革問題特別委員会、議会改革推進委員会の調査報告書の写しを配付しておきました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたい
と思います。以上、御報告させていただきます。

○議長（井野勝巳君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、何かと御多用のところ、全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

行政報告の前に、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって今は、配り置きのミスによりまして御迷惑をおかけいたしましたこと、私のほうから申し訳ないということで、おわびを申し上げます。

それでは、後ほど所信を述べさせていただきますが、本定例会におきましては、新年度の町政運営の基本となる令和7年度予算をはじめ、条例改正や補正予算など、全22議案について御審議をお願いするものであります。慎重審議を賜りますこと、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆さん御承知のことではありますが、新年度の予算案には、既に今年度の予算で事業設計を認められた継続的な案件も含まれております。ただし、予算単年度主義という原則がありますので、継続的な案件も含めて令和7年度の事業、施策、予算の全てを今定例議会で審議していただくこととなっております。

しかし、少し苦言を呈すことになりましたが、残念ながらそのようなプロセスを無視し、あるいは理解をしないで、既に決定されたことに対しても反対や批判を繰り返し、加えて私への中傷とも読み取れる意見を書き連ねたチラシを無作為に配布するようなことは看過できません。憤りすら覚えるわけであります。

思うに、議員としての権限がありながら、議場での議論や議決権を行使する前にこうした活動するということは、議員皆さんの議決権や、我々執行部の執行権を冒瀆していると言っても過言でないと言わざるを得ません。

改めて申し上げるまでありませんが、日本は民主主義国家であります。その最たる意思決定機関は、国においても、地方においても議会であり、議決権を有するのは選挙で選ばれた議員皆さんであります。したがって、議員皆さんは自身の支持者や議会での意見などを勘案して議論を重ね、最終的には自分の意見として固め、かつ賛同者を募って採決に臨むことになります。ですから、おのずと物事の最終的な判断は多数決によって決定されるのが民主主義の原理原則でありますから、議決権を持つ議員皆さんと執行権を持つ我々の本分は、議場での論破、論戦にあります。

そして、何よりも大切なことは、議員皆さんも私自身も議会で決定されたことに従うことが前提であり、それが議会制民主主義のルールであります。ですから、決められた物事に対しては、

一致協力し推し進めていくことが住民のためであり、ひいては町政発展のための道筋であると考えます。いたずらにルールを破り持論を押し通すことは、国政ならいざ知らず、町政においては、住民の動揺を誘うばかりか、混乱を招くだけの元凶となるにすぎません。ぜひ前向きな議論に参戦していただくようお願いを申し上げて、行政報告をこれから申し上げたいと思います。

それでは、以下３件につきまして、御報告を申し上げます。

まず１件目であります、令和７年第１回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が過ぐる２月14日午後１時半から、岐阜市柳津公民館の大会議室において開かれました。

議案審議の前に、空席となっておりました副議長に垂井町議会議長の若山隆史氏が議長推薦によって指名され、続いて岐阜市町の柴橋連合長より10件の議案が提案されました。

第１号議案は報第１号で専決処分の報告でありました。

内容は、会計年度任用職員の報酬及び費用弁償が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

続いて報第２号は、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありました。

保険料の徴収猶予の特例を定めることによる所要の改正であります。

続いて、議案第１号は、令和７年度本広域連合の一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億5,075万円が計上されており、主な収入は分担金及び負担金であります。これは市町村の事務費負担金で、その負担割合は、均等割が10%、人口割が45%、それに高齢者人口割が45%となっております。その総額は３億1,273万5,000円であります。

歳出につきましては、主に職員28人分の人件費等で、３億4,803万4,000円が計上されております。対前年比で見ますと、それぞれ3,704万2,000円の増額となっております。

議案第２号は、令和７年度本広域連合の後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,043億4,519万7,000円とし、一時借入金の最高額を2,000万円と定めております。

歳入の主なものは、市町村支出金であります。内容は、保険料負担金、保険基盤安定負担金、並びに療養給付費の税率負担金や保健事業の負担金として608億4,819万円が計上されております。ほかに国庫支出金として、療養給付費や高額医療費の定率負担金、並びに調整交付金などとして977億5,865万1,000円が計上されております。また、県支出金では、療養給付費や高額医療費の定率負担金として256億1,005万6,000円が計上されております。ほかには、支払基金交付金として現役世代からの支援金として1,185億8,344万7,000円、繰越金８億1,435万8,000円などが計上されております。

歳出の主なものにつきましては、総務費では、共同電算処理業務やレセプト管理業務及び点検業務、並びに電算処理システム運用支援、開発、回収業務等の委託料などで12億639万4,000円が計上されております。対前年度比３億3,435万円の減となっておりますが、これは電算処理シス

テムのクラウド化が終了するためとのことであります。

次に、保険給付費として、3,003億4,398万1,000円が計上されております。これは対前年比1億2,625万2,000円、0.04%の減額となっております。

次に、支払基金拠出金として、出産育児支援金などとして2億3,000万1,000円、保健事業費として、ぎふ・すこやか健診及びぎふ・さわやか口腔健診を全市町村に委託するための健康保持増進事業費として12億6,779万8,000円が計上されております。

加えて、医療費の適正化を図るため、健康寿命の延伸を目指して高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を全市町村に委託するほか、ぎふ・さわやか口腔健診の結果のデジタル化及びデータ分析などを実施するため、その他の保健事業費として5億4,048万8,000円が計上されております。

議案第3号、本広域連合の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてであります。

内容は、懲役及び禁固を新たに拘禁刑とする文言の訂正となっております。

続いて議案第4号は、本広域連合監査委員条例であります。

内容は、地方自治法の一部改正により、引用規定を定めるため条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、本広域連合パートタイム会計年度・任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、一般職の給与に関する法律の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額、並びに期末手当、勤勉手当の支給割合の上限を改正するものであります。

議案第6号は、本広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、その内容は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減について、対象世帯の生活水準が変わらなければ引き続き軽減措置の対象となるよう所得判定基準を改正するものであります。

続いて議案第7号は、本広域連合公平委員会の委員の選任についてであります。

現在その任に御尽力をいただいております伊藤桃子さんの任期満了に伴い、引き続き公平委員として選任したい旨の同意案であります。

続いて、議案第1号、議員議案第1号が羽島の松井市長から提案がされました。

本広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。懲役及び禁固を新たに拘禁刑とする文言の改正であります。

以上、いずれの議案も全会一致で承認をされたところでございます。

続きまして、行政報告2件目であります。

令和6年度の樽見鉄道連絡協議会臨時総会であります。

過ぐる2月18日午後3時30分、本巣市役所2階大会議室で開催されましたので、御報告をいたします。

提案された議案は1件で、来年度以降の支援についてであります。

まずは経営状況について説明があり、経営状況が悪化した平成21年度以降、支援継続の判断基準は、平成27年度及び平成30年度の車両更新時、並びに令和2年度の新型コロナウイルスの影響時を除いては達成しているとしており、令和5年度は経常損益が7,458万7,000円の赤字、償却前損益は815万2,000円の黒字とのことで、支援継続の判断基準を満たした実績であるとの報告がありました。

また、令和6年度の実績見込みは、経常損益8,052万6,000円の赤字、償却前損益102万4,000円の黒字との見込みとなっている。

したがって、樽見鉄道株式会社に対する支援を令和7年度においても支援すること、令和7年度以降の支援については、毎年度の経営状況を確認しながら改めて本協議会において協議すること、令和7年度の支援額は、5市町合わせて9,500万円を上限とすること、固定資産税補助分は従来どおり各市町が受けた納付分と同額を補助すること、またコロナ感染症拡大により減少していた旅客収入が令和5年度までにコロナ禍の影響を受ける前の旅客収入に戻り、通学・通勤・定期以外の旅客収入に一定の回復があったこと、増収対策として、昨年度に引き続いて6年度も商品券付1日フリー乗車券など商品の企画開発を実施し、経営努力を続けていること、以上を考慮した結果、本協議会として、社会情勢や鉄道の持つ社会的便益を鑑みて合意をしたところであります。

なお、当北方町の支援額は前年どおり200万円であります。また、支援継続の判断基準は経常損益マイナス8,000万円台と償却前損益の黒字ということになっております。

続いて、3件目の御報告であります。

令和6年第1回岐阜県市町村退職手当組合議会定例会が昨日の2月26日午後2時30分、ふれあい会館4階の会議室にて開催されましたので御報告をいたします。

議案審議の前に、欠員となっておりました副議長に上野賢二安八町議会議長が、今回議長の川嶋一生各務原市議会議長の推薦によって指名をされました。

続いて、美濃市長、武藤組合長より5件の議案の提案がされました。

まず1件目は、承認第1号であります。

本組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認であります。その内容は、令和6年度の人事院勧告について、給料表、勤勉手当等の改正が行われたため、令和6年12月20日に専決処分がされたものであります。

続いて議案第1号は、本組合退職手当条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、雇用保険法の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の成立に伴い、所要の改正を行う必要があるためこの条例を改めるものであります。

続いて議案第2号、本組合の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

内容は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、

その内容に準じて改正を行う必要があることから、この条例を定めるものであります。

続いて議案第3号は、令和6年度本組合の補正予算で、歳入歳出の総額をそれぞれ79億7,150万5,000円とするものであります。主な歳入は利子配当金2,435万3,000円で、歳出では給付費の減額6億円、基金積立金6億2,453万3,000円が計上されております。

議案第4号は令和7年度分本組合の補正予算で、歳入歳出の総額をそれぞれ62億7,061万7,000円、前年度比16億7,653万5,000円、26.74%減額されております。その要因は、繰越金を19億7,000万円減額して計上されております。

なお、一時借入金の最高額は1億円としております。

主な歳入では、市町村負担金で59億1,514万4,000円、前年より2億4,071万1,000円の増額計上となっております。ほかに、利子配当金3億円、繰越金3,000万円となっております。

歳出の主なものは職員5人分の給料などで、総務関係費用が4,996万7,000円、退職手当の給付費が44億3,830万円、基金積立金17億3,000万円などが計上されております。

なお、基金の総額は、令和6年度末見込額で280億8,394万3,000円、7年度末では304億8,394万円を見込んでおります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 行財政改革問題に関する事務調査について

○議長（井野勝巳君） 日程第5、行財政改革問題に関する事務調査についてを議題といたします。

行財政改革問題特別委員長の報告を求めます。

安藤浩孝君。

○行財政改革問題特別委員長（安藤浩孝君） それでは、命によりまして行財政改革問題特別委員会調査報告をいたします。

行財政改革問題に関する事務調査について。

上記調査について、令和6年12月9日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告します。

行財政改革問題に関する取組について。

令和6年度の4つの改革（働き方改革、組織・人事改革、財政改革、情報発信改革）における取組と評価などの説明を受け、今後のさらなる改革を推進するよう求めた。

また、アユカ助成に代わるバス助成事業や乳幼児医療費助成制度の拡大など、来年度の主な8つの事業について説明を受け、各事業について協議を行いました。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） 行財政改革問題特別委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第6 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（井野勝巳君） 日程第6、議会改革推進に関する事務調査についてを議題といたします。
議会改革推進委員長の報告を求めます。
河村正通君。

○議会改革推進委員長（河村正通君） それでは、議会改革推進委員の委員会について報告いたします。

議会改革推進に関する事務調査について。

上記調査について、令和6年12月9日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告します。

議会の委員会付託について。

常任委員会への議案の付託はこれまでどおり付託することとする。3月以外の議会において、議案精読を全員協議会とする。

北方町議会傍聴人規則について。

傍聴人規則を一部改正する。以下の部分を削除する。

第2条、傍聴席を一般席と報道関係者席に分ける。

第11条第4項、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。

第12条の4、帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。

以上、報告させていただきます。

○議長（井野勝巳君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第7 同意第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第7、同意第1号 教育委員会委員長の任命同意についてを議題といたします。

教育長 名取康夫君の退席を求めます。

〔教育長 名取康夫君 退場〕

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第1号 教育委員会教育長の任命同意について御説明を申

し上げます。

当町の現教育長 名取康夫氏でありますが、本年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の経歴につきましては、別紙記載のとおりであります。申し上げるまでなく、平成28年4月1日より当町の教育長として手腕を発揮していただいているところであります。人格高潔、教育、学術及び文化に関しても高い識見をお持ちであることは御承知のとおりであります。様々な観点から引き続き任用したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御同意がいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は同意することに決定をいたしました。

〔教育長 名取康夫君 入場・着席〕

○議長（井野勝巳君） 名取康夫君にお伝えいたします。

ただいま教育委員会教育長に任命同意されましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

○教育長（名取康夫君） 任命同意いただき、ありがとうございます。

教育行政に責任を持って当たり、北方町の教育力向上に精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

日程第8 承認第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度北方町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度北方町一般会計補正予算（第7号））について御説明を申し上げたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,510万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億8,875万5,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出の概要は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援に要する経費で、名目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで6,510万6,000円であります。

議会の議決すべき事件であります。特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年2月7日に専決処分をいたしましたので、ここに報告し、議会の承認を求めるものであります。

御同意のほどどうぞよろしくお願いいたします。

訂正させていただきます。

専決処分の日を令和7年2月7日と申しましたが、2月17日の誤りでございます。おわび申し上げます。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第1号を採決をいたします。

本件はこれに承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

日程第9 議案第1号から日程第30 議案第22号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第9、議案第1号から日程第30、議案第22号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

令和7年第1回定例会の開会に当たり、新年度予算をはじめとした諸議案の説明に先立ちまして、町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要を申し上げ、議員各位及び町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況に目を向けますと、景気にはこのところ足踏みも見られますが、緩やかな回復基調にあるようであります。

今後の先行きに関しましても、30年ぶりとも言われる高水準の賃上げが実現したことや、企業の設備投資額が史上最高水準にあることなどから、堅調な回復傾向が続くことが期待されます。しかしながら、欧米における高い金利水準の継続や、中国における不動産市場の停滞に伴う影響など海外景気の下振れが我が国の景気にも水を差すリスクをはらんでいます。そのほかにも、高

い関税賦課を脅し文句にアメリカ第一主義を掲げるトランプ大統領の言動は、よくも悪くも世界情勢に多大な影響を与えています。これまでの国際社会や経済の常識が、ある日突然変わってしまうおそれすらあるのであります。

このような状況の中、石破首相は、先日の施政方針演説において、多様な価値観を持つ一人一人が自己実現を図っていける活力ある国家として「楽しい日本」を目指すことを表明されました。シンプルな表現ではありますが、混迷を極める世界情勢や、少数与党として難しい政権運営を迫られる国政の状況下において、あえて平易な言葉で国民に自らの考えを示したことは、おおむね好感を持って受け止められたようであります。

なお、楽しい日本を実現するためには、地方創生を強力に進めることが重要であるとされています。しかしながら、目下のところ、地方行政においては、引き続き社会保障関係費や人件費等の増加が見込まれる中、DXの推進、地方への人の流れの強化、能登半島地震を教訓とした防災・減災への取組、子ども・子育て支援の拡充など重要課題が山積しています。

町としても、これらの諸政策を実現するためには、安定的な財源基盤を確保し、健全で持続可能な財政運営を堅持していく必要があります。今までのまちの住み心地ランキングにおける5年連続県内1位の実績など、町政運営の現状に対する高い評価に満足し、ただ安穩としているわけにはまいりません。今後とも、この3月に策定する北方町第八次総合計画に基づきまして、住民の皆さんと町行政、または住民の皆さん同士の絆やつながりを深める施策を進めながら、北方町がより暮らしやすい町となりますよう、あらゆる方面において不断の努力を継続する所存であります。

令和7年度におきましても、引き続き各種事業を着実に進めてまいります。

まずは子ども・子育て関連事業では、社会福祉法人真人舎が4月に開園するかわせみこども園にて、新たに体調不良児対応型病児保育事業や地域子育て支援拠点事業などを実施するほか、子供の医療費助成制度につきましては、拡大を要望する声が多く聞かれたことや、県内他市町での導入状況なども勘案して、現行の15歳から高校生世代の18歳までに拡大することといたします。

防災・減災対策事業といたしましては、飲料水兼用耐震性貯水槽を防災公園東側広場に設置いたします。北方町において、大規模災害発生時に最も懸念されることは、ライフラインの中でも特に飲料水などの生活用水の確保についてであります。上水道管路の老朽化対策は喫緊の課題ではありますが、町内全域の水道管耐震化には、莫大な資金と長期にわたる工事期間が必要となります。このことを踏まえ、現実的な対応策として、大規模災害発生時には地域の給水所として活用できる飲料水兼用耐震性貯水槽の設置が有効であると考えます。

また、地域消防力の向上のため、令和8年度の運用開始に向け、本巢消防署の本署及び北方分署の建設事業を進めてまいります。

そのほかの主な事業といたしましては、公共交通支援事業として、日常生活に欠かせないバス交通を確保するために、生活応援バス券事業を開始いたします。乗合バス事業者である岐阜バスの経営補助と、住民に対するバス利用助成を目的として、今年度までのアユカ助成事業に替えて

実施をします。片道一回どこからどこまででも乗れる乗車券を町が岐阜バスから買い上げ、それを町民向けに格安で販売する事業といたします。

带状疱疹予防接種事業については、4月より定期接種となり、65歳以上で5歳ごとの節目の年代の方を対象に接種費用の7割分が助成されますが、北方町では今年1月より既に50歳以上の任意接種に対する半額助成制度を開始しているため、この町独自助成制度も継続することといたします。

都市公園の整備事業といたしましては、高屋西部土地地区画整理組合からの寄附金を活用して、清流平和公園の遊具増設、芝生修繕、駐車場舗装などを行います。

社会教育関連事業では、老朽化に伴い、きらりホールのエアコン設備更新工事を行います。

また、順次進めております公共施設の照明LED化につきましては、新年度は保健センター、ふれあい水センター、働く婦人の家、宮東ふれあいセンター、勤労青少年ホーム、北学園ナイター照明、条里公園ナイター照明において実施いたします。

このように細部にわたり、きめ細かな事業を盛り込みつつ、新年度の予算編成をさせていただきました。

その結果、令和7年度一般会計予算は83億1,000万円を計上し、対今年度比7.9%増となる積極型予算となりました。町税や地方交付税の増収が見込まれる一方で、人件費や物件費など経常経費が上昇傾向にあるため、難しい予算編成を余儀なくされましたが、今後も不要不急な経費は削減しつつも、真に必要な事業には十分な予算を配分する、めり張りの効いた財政運営を心がけてまいります。議員各位の御協力と御支援をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案をいたしました諸議案について御説明を申し上げます。

御審議をお願いいたします案件は、専決処分が1件、条例関係が9件、認定関係が2件、予算関係が8件、そのほか3件、合計で23件であります。

また、新年度の予算規模は、一般会計83億1,000万円、今年度比7.9%の増、国民健康保険特別会計19億2,511万7,000円、今年度比0.7%の減、後期高齢者医療特別会計3億2,646万6,000円、今年度比3.9%の増、上水道事業会計3億9,046万3,000円、今年比18.4%の増、下水道事業会計9億6,732万6,000円、今年度比6.2%の減、合計で119億1,937万2,000円、今年度比5.4%の増であります。

それでは、主な内容につきまして、順次御説明を申し上げたいと思います。

まず歳入についてであります。

令和6年度の我が国経済については、緩やかな回復を続け、実質国内総生産、実質GDPであります。成長率は0.4%、名目国内総生産、名目GDPのことではありますが、成長率は2.9%、消費者物価指数、総合でありますけれども、2.5%の前年比上昇率でありました。このような状況で、政府は賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現してきていることから、個人町民税については、本年度比9,200万円増の10億円といたしました。

また、法人町民税は、企業の堅調な企業収益と高い設備投資意欲の下、今年度比800万円増の

9,810万円としました。これにより町民税の総額は、今年度比1億円増の10億9,810万円を計上しました。

固定資産税においては、土地に関しては下落傾向が落ち着き、さらに高屋西部土地区画整理区域の本換地が完了したこと等、また家屋に関しては、新築家屋等の建築数が前年度程度を維持し、さらに工場誘致による企業の家屋の増築もあり、固定資産税の増収が見込まれることから、固定資産税の総額は、今年度より2,929万5,000円増の11億8,728万円を計上しました。

軽自動車税につきましては、新税率課税の車両への更新が引き続き増加傾向であることから、今年度より195万9,000円増の5,823万1,000円を計上しました。

町たばこ税につきましては、今年度と同額の1億4,000万円を計上しました。

これらにより町全体の税収は、今年度比5.6%増の24億8,361万1,000円としたところであります。

なお、自主財源であります町税の重要性は高く、税の公平性の確保のためにも、法律に基づいた適切な徴収に今後も力を入れてまいります。

地方交付税につきましては、地方財政計画に基づき、普通交付税は今年度比2億1,600万円増の16億2,600万円を見込んでおります。また、特別交付税につきましては、今年度比1,000万円減の5,000万円を計上しております。

町債につきましては、8億2,430万円を計上しております。

次に歳出について、主な施策について述べさせていただきます。

まずは町民対話集会の開催であります。

行政への町民参加を推進し、町民の声が直接行政に届けられる場、公民連携が図られる場として町民対話集会を開催いたします。

次に、公共交通補助関係であります。

これまでの岐阜バスICカードアユカ助成事業に代わり、住民サービスと岐阜バス路線維持の2つを目的として、片道乗車1回につき、どこからどこまでも乗れる10枚つづりのバス券の補助制度、北方町生活応援バス券を導入します。これまでのアユカ助成と比べ、助成対象者、助成額と自己負担金の配分について著しい変更とならないような制度設計であり、高齢者及び障害者向けに1冊2,000円、一般世帯向けに1冊3,000円で販売をします。

次に、戸籍住民基本台帳関係であります。

戸籍法の改正により、戸籍の記載事項に新たに振り仮名が追加されることから、システムを改修し、住民の皆様へ通知をいたします。

次に、地域福祉関係であります。

少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で誰もが安心して自立した暮らしができるように、地域の方々による支え合い活動や他世代交流ができる居場所づくりを目指し、地域交流カフェや子ども食堂事業等、地域共生のまちづくりに努めてまいります。

また、介護や支援が必要で、ごみ出しが困難な世帯に対する、訪問介護サービスと連携をした高齢者等ごみ出し支援事業を実施いたします。

次に、高齢者福祉事業であります。

高齢者福祉計画や介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう地域包括ケアシステムの深化に取り組み、高齢者の生活支援の充実に努めてまいります。

地域包括支援センターでは、出張相談や夜間相談窓口を設置し、より柔軟に相談対応できる体制を構築するとともに、多様な課題を抱える高齢者の相談に関係機関として連携して対応してまいります。また、認知症の人やその家族が、ボランティアと共に社会参加活動するための地域づくりを推進してまいります。

次に、障害福祉事業であります。

障害者計画をはじめとする障害福祉計画等におけるノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが地域の中で当たり前の暮らしができるよう、障害者関連法令の動向も踏まえながら、地域で支えるサービスの利用促進、強化に努めてまいります。

障がい者基幹相談支援センターの充実を図り、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援に努めるほか、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

次に、子ども医療費助成対象の拡大であります。

子育て支援の重点施策として、子育て世帯の経済的負担軽減と福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費の助成対象を高校生世代までに拡大し、保険診療の自己負担額を助成してまいります。

次に、子育て支援事業であります。

社会構造の変化により共働き世帯が増加する中、多様化する子育てのニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、子ども館事業等を着実に推進してまいりました。新年度には、家庭支援事業として、新たに子育て世帯訪問支援事業を業務委託で実施するほか、子育て支援の充実に図るため、かわせみこども園の開園に併せて地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業等、地域子ども・子育て支援事業を実施します。引き続き子育てのニーズに対応できるよう、多様な子育て支援に努めてまいります。

次に、保健事業であります。

核家族が進み、地域とのつながりも希薄になるなど、出産や子育てに困難を抱える世帯が少なくない昨今、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のさらなる充実に図るため、妊婦のための支援交付金、1か月児健康診査、産後ケア事業の拡大を実施していきます。

また、がん検診では、胃内視鏡検査を導入し、がん検診の受診率向上及び早期発見に努めてまいります。

次に、環境保全事業であります。

ごみ排出量の軽減や資源分別回収などに関する啓発を継続的に実施するとともに、リサイクル

センターの機器や施設の修繕・改修を実施し、長寿命化を図りながら施設の有効利用に取り組んでまいります。

次に、農業振興対策であります。

新たに定められた地域計画に基づき、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を図り、農業を担う方々の効率的かつ安定的な農業経営の推進に努めるとともに、老朽化した農業用施設の更新を計画的に実施してまいります。

次に、基盤整備事業であります。

主要な幹線道路の計画的な補修や、生活道路や公園等を安心して利用できる環境を維持・改善するための予算を計上しております。これらの事業を通して、住民の日常生活を支える基盤施設の保全に努めてまいります。

次に、消防・災害対策であります。

大規模災害時の対策として、避難所の衛生環境を向上させるため、簡易トイレの追加配置を進めます。また、災害時の飲料水を確保し、住民の生命と健康を守るため、耐震性貯水槽の設置工事を進めてまいります。

常備消防においては、岐阜地域4市1町消防広域化に伴い、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図るため、（仮称）本巣消防署北方分署を令和7年度に完成させるよう工事を進めてまいります。

また、町民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向けて、防災意識の向上を図るため、防災士の資格取得に係る費用の補助を拡充して実施してまいります。

次に、教育関係であります。

新年度から開始する第二次教育振興基本計画を基に、「だれもが尊重され、安心して学び合える教育環境をつくる」ことを教育政策の理念とし、学校教育では、誰もが安心して学び合うことができ、次世代がたくましく育つこと、社会教育では、文化、芸術、スポーツの振興を図り、いつまでも学び続けられることを基本目標として、各種事業を実施してまいります。

学校教育では、開校から3年目を迎える北方学園及び保育園においては、引き続き0歳から15歳までの幼保小中一貫教育を軸に、ICT教育や外国語教育、独自の教科「北方科」のさらなる充実を図ってまいります。特にICT教育においては、1人1台タブレット端末の更新やネットワーク環境の改善を行うなど、ICT機器の効率・効果的な活用に努めてまいります。

また、全国的な傾向と同様に、増加している不登校児童・生徒への支援策として、今年度開校した学びの多様な学校オンリーワンや、各学園に設置されている校内教育支援センターなどの個に応じた居場所づくりのさらなる充実を図ります。引き続き、誰もが安心して学び合える環境を整え、地域と共にくましい北方の子を育ててまいります。

教員の勤務環境の改善では、新年度も引き続き、教員業務支援アシスタントを各校に配置するほか、部活動指導員を配置することにより、教員の過重な負担の軽減を図り、子供たちと向き合う時間を確保できるような環境整備のための予算を計上しております。また、教員が日々校務に

使用する校務用パソコン更新のための予算も計上しております。

教育保育環境等の整備では、廃園となる北方南保育園の跡地に、運営法人が事業主体となり、民営化に伴う園舎の建設工事を開始いたします。あわせて、特に保育ニーズが高い1・2歳児の保育拡充のため、町立こども園の1・2歳児保育室を増設するための設計業務委託の予算を計上しております。

社会教育では、文化、芸術、スポーツの振興を図り、いつまでも学び続けられることを基本目標に、芸術・文化の振興、スポーツの振興、生涯学習の推進、家庭・地域の教育の4つを重点目標として取り組んでまいります。

芸術・文化の振興では、新年度もきらり主催事業では、より多くの人が気軽に楽しめるよう、和太鼓団体による演奏会など4つの事業を計画してまいります。さらに、文化協会が主催する文化的な行事、町民が主体となっていく各種教室などが適切に行えるよう支援してまいります。

また、町指定文化財である春來町及び柱本のみこしの修繕を行うなど、文化財の有効活用、芸術、文化の振興に努めてまいります。

スポーツの振興では、スポーツ協会やスポーツ推進委員会が中心となっていく各種スポーツ大会などについて、適切に行われるよう支援を行ってまいります。特に新年度の町民歩け歩け運動については、滋賀県彦根市での開催を予定しており、より魅力あるコース設定に努めてまいります。また、今年度認定した柱本・高屋地区のウォーキングコースを、町民の皆さんに周知し、利用していただくための看板の設置を進めるなど、多くの町民の方がスポーツに親しんでいただけるように工夫をしてまいります。

生涯学習の推進では、生涯学習センターを拠点として、住民がより多様な学習機会を持てるよう努めてまいります。幅広い年齢の方を対象に、体験的な学習を提供するきらり講座、児童・生徒を対象に、各分野のスペシャリストが講師となって開催するスーパー土曜授業や、月1回の文化・スポーツ体験教室を開催する北方ふれあいクラブなど、ライフステージに応じた様々な講座について、さらなる充実を図ってまいります。また、主催事業や各種イベントの実施場所として、多くの方に活用されているきらりホールの空調設備更新工事を実施いたします。

家庭・地域の教育では、家庭教育につきましては、こども園・義務教育学校の家庭教育学級の運営支援を実施するとともに、各家庭には子育てハンドブックを配付し、啓発を行ってまいります。また、地域の教育力向上につきましては、学校・家庭・地域が育てたい子ども像を共有し、本町の教育に取り組む北方コミュニティ学園協議会などへの支援の充実を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

1人当たり医療費の増加が見込まれるものの、引き続き被保険者数が減少している現状を鑑み、療養給付費を今年度比0.9%減となる11億2,497万4,000円を計上しております。県への国民健康保険事業費納付金として、今年度比0.4%増となる5億3,809万7,000円を計上しております。

また、医療費の適正化のため、特定健診やわかば健診等の保健事業費に2,531万3,000円を計上しております。

国民健康保険事業費納付金の主要な財源であります保険税につきましては、今年度比3.5%増の3億6,923万7,000円を計上しております。

なお、税の公平性の観点から、引き続き適正な対応により、収納率の向上に努めてまいります。次に、後期高齢者医療事業であります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合において算定された見込みにより、保険料として今年度比4.4%増の2億3,600万円を計上しております。

また、医療費の適正化に資するため、保健事業費として1,279万円を計上しております。

次に、上水道事業であります。

事業の主な収入である水道料金は、今年度並みの1億7,000万円を計上しております。そのほかの財源として、災害に強く持続可能な上水道システムの構築に向け、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設を最優先に耐震化することを目標に、老朽導水管等の耐震化工事の実施のため、企業債を8,000万円計上しております。

主な事業としては、老朽化した配水ポンプの計画的な更新や長寿命化計画に基づく老朽配水管等の布設替え工事を計画し、耐震化を図るための予算を計上しております。

これらの事業を適切に実施し、水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給するよう努めてまいります。

次に、下水道事業であります。

事業の主な収入である下水道使用料は、今年度並みの2億7,100万円を計上しております。そのほかの財源として、国庫補助金は、処理場耐震化事業として管理棟の耐震補強工事、機械棟の耐震補強基本設計等により1,350万円を見込み、企業債は4,020万円を予算計上しましたが、これは後年、地方交付税として措置されるものであります。

主な事業といたしましては、処理場管理棟耐震補強工事、処理場電気設備更新工事、処理場内照明灯LED化工事を計画し、所要の事業費を予算計上しております。

企業債の償還は、元金2億8,974万2,000円、利子1,950万5,000円で、合計3億924万7,000円を計上しております。

動力費や下水処理施設の老朽化等による緊急機器修繕、資材の物価高騰等の影響により、大変厳しい経営環境であります。これまで以上に事業の効率化を進め、安定的な事業運営に努めます。

次に、条例案件について順次御説明を申し上げます。

議案第1号は、北方町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため本条例を制定しようとするものであります。

議案第2号は、北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

職員の定数配分を見直すため、本条例を制定しようとするものであります。

議案第3号は、北方町職員の育児休業等に関する条例及び北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

続いて議案第4号は、北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

令和6年8月8日に出された人事院勧告に伴い、職員の諸手当及び給料表の改正等を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

続いて議案第5号は、北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため本条例を制定しようとするものであります。

続いて議案第6号は、北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

続いて議案第7号は、北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして議案第8号は、北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

議案第9号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてであります。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、認定関係であります。

議案第10号は、北方町道路線の廃止についてであります。

用地寄附による道路整備により、利用状況との差異を是正するためのものであります。

議案第11号は、北方町道路線の認定についてであります。

用地寄附による道路整備に伴い、本路線を認定するものであります。

続きまして、補正予算関係であります。

議案第12号は、令和6年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,012万3,000円を追加し、歳入歳出の予算

総額を87億887万8,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税 3 億5,385万5,000円、繰越金 2 億2,957万7,000円を増額するものであります。一方で、財政調整基金繰入金 4 億5,000万円などを減額するものであります。

次に、歳出の主なものでありますが、財政調整基金積立金 1 億7,600万円、減債基金積立金 2,940万円、出産・子育て応援交付金過年度分返還金652万9,000円、消防事務委託料801万8,000円などを増額するものであります。

なお、新年度への繰越明許の措置につきましては、3 事業をお願いするものであります。

議案第13号は、令和 6 年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出の予算総額を19億 5,492万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険基盤安定繰入金を528万8,000円減額し、繰越金を612万 4,000円増額するものであります。

次に歳出の主なものでございますが、過年度保険給付費等交付金償還金を48万7,000円増額するものであります。

続きまして議案第14号は、令和 6 年度北方町下水道事業会計補正予算（第 4 号）を定めるについてであります。

処理場電気料金を200万円増額し、下水道事業認可変更業務委託料を200万円減額するものであります。

そのほかの関係であります。

議案第20号は、北方町第八次総合計画・北方町第三期総合戦略を定めるについてであります。

令和14年度を目標として、本町が目指すべき将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本計画を定めようとするものであります。

次に議案第21号は、北方町地域福祉計画を定めるについてであります。

令和11年度を目標として、本町における地域福祉事業全般を、総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を定めようとするものであります。

議案第22号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

岐阜市ほか20市町との証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するに当たり、機器等のリース契約を解約し、損害賠償の額を定めようとするものであります。

以上で提出案件の説明を終わりますが、詳細につきましては議事の進行にしたがいまして、順次御説明を申し上げたいと存じます。

よろしく御審議の上、適正な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 提案説明の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことといたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りいたします。議案調査のため、明日３月１日から６日までの６日間を休会とすることといたし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日３月１日から６日までの６日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第２日は、７日午後１時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午前10時55分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年2月28日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄